

## ○「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」(案)

### 重点検討項目：経済・社会のグリーン化

環境と経済・社会の関わりが一層広く深いものになり、経済活動における、ひいては国民一人一人の環境保全を織り込んだ取組が環境保全上のみならず経済活動自体のためにも重要であることが明確化してきたことを踏まえ、環境と経済を統合的に捉えた取組を進める必要がある。

このため、経済活動のあらゆる場面において環境への配慮を織り込む取組を一層進めていくなど、経済との関係を意識した環境政策を進めていくことが重要である。

特に、環境教育や消費者教育における環境配慮型商品等の消費選択の促進に加え、経済的インセンティブの付与によって各経済主体が商品の製造及び選択等に際して環境配慮行動を選択することの促進や、我が国の強みである環境技術・製品の海外展開は世界全体の環境保全と我が国の成長・雇用両面に寄与することから、必要な支援等を行うことが重要である。

このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組
- b) 各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組（税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む。）
- c) 我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開を支援するための規格・基準の国際調和や貿易投資の自由化に関する取組

### (1) 環境基本計画における施策の基本的方向

グリーン化がより一層進められた経済・社会において、各主体の活動が環境負荷を出来る限り削減した持続可能なものとなるためには、環境配慮を実施している事業者が便益を享受できる基盤の整備をさらに進める必要がある。

### (2) 現状と取組状況

国は、環境の価値が市場において適切に評価されるよう政策を企画立案・実施し、市場では供給されない公共的な財やサービスを安定に供給することが必要である。具体的には、ルールの設定、科学的知見や基礎的な技術の基盤の整備、政府調達などにおけるモデル的取組の実施、事業者としての率先実行、各主体間の調整・連携促進といった役割を果たし、各主体の市場での取組を支援することが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

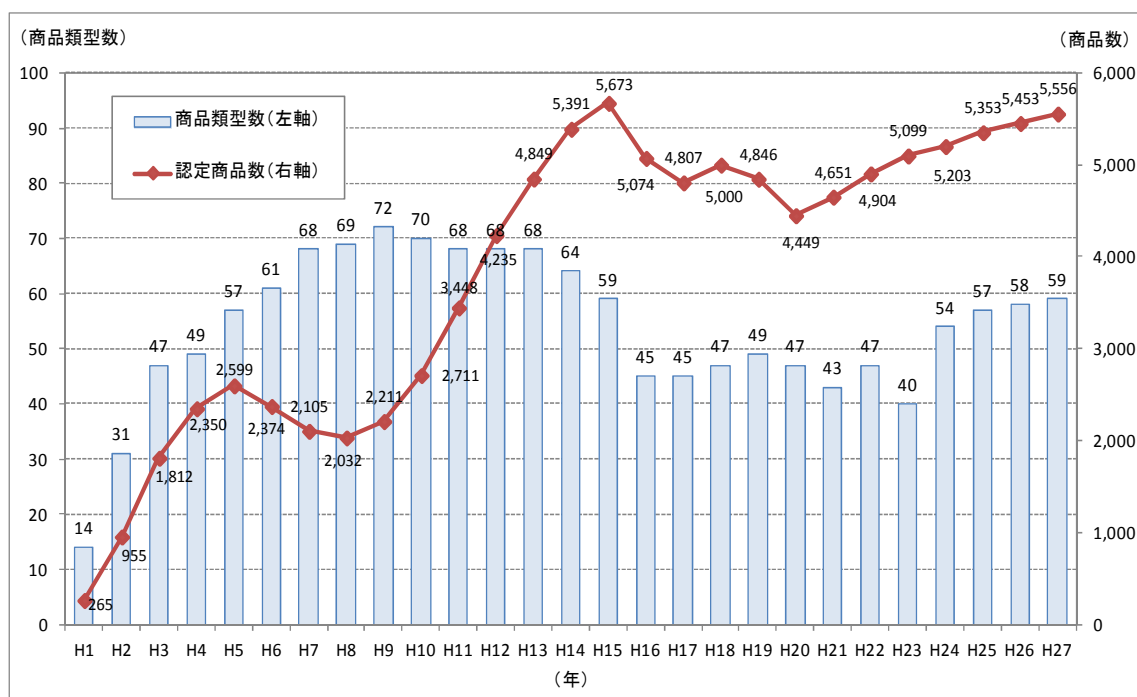
**a) 環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組**

**現状**

環境ラベルの一つであるエコマーク製品の認定商品数等は、一旦は減少傾向となったものの、近年再度増加傾向にある（図表1）。このような製品・サービスの環境負荷に関する情報についての国民の満足度は、平成24年度から増加傾向であったが、平成27年度には減少し、満足している人の割合は約2割である（図表2）。

このほか、環境配慮型の商品・サービスに関する情報を示す取組の一つである「環境報告書を作成・公表している企業の割合」は、上場企業は非上場企業と比べ高い水準にあり、直近の平成25年度及び平成26年度では減少しているものの、平成26年度では約7割弱が作成・公表している。一方、非上場企業は、低い水準で横ばい傾向が続いており、平成26年度は作成・公表している企業は3割に満たず、上場企業と非上場企業の取組状況の乖離が続いている（図表3）。

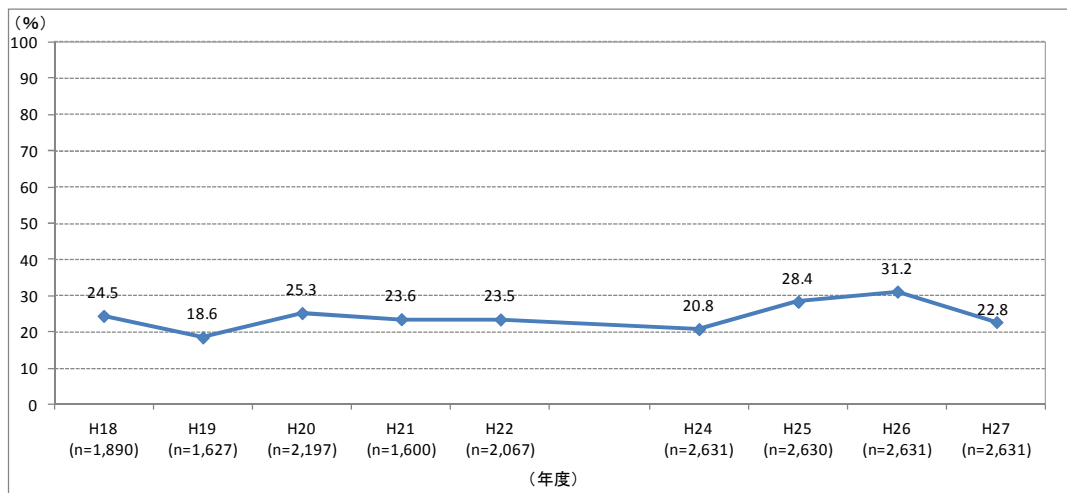
図表1. エコマーク商品類型数及び認定商品数



出典) 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局ホームページ「事務局について・沿革」

(<http://www.ecomark.jp/office/history/>) から作成

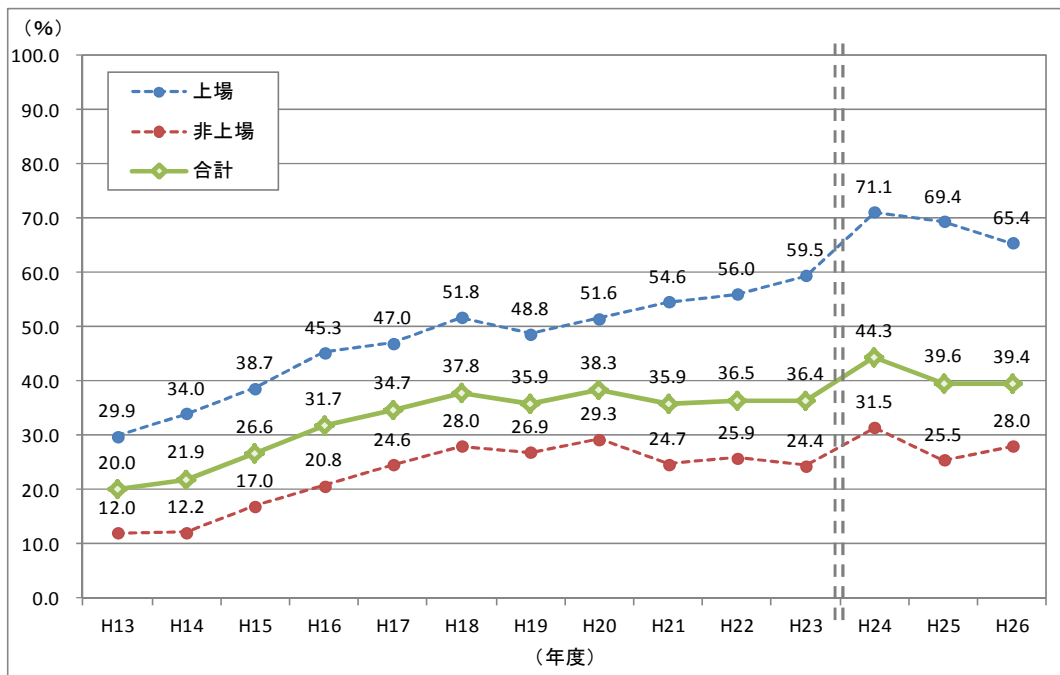
図表 2. 購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報についての満足度



注 「購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報についての満足度」は、「十分満足している」又は「まあ満足している」と回答した人の割合である。

出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」から作成

図表 3. 環境報告書を作成・公表している企業の割合



注 1 「環境報告書を作成・公表している企業の割合」は「環境に対するデータ、取組等の情報を公表している」と回答した企業のうち、「環境報告書を作成・公表している」又は「CSR報告書、持続可能性報告書等の一部として作成している」と回答した割合である。

注 2 平成 24 年度調査から、全数調査から標本調査へと変更されている。

出典) 平成 15~26 年度は環境省「平成 26 年度環境にやさしい企業行動調査 調査結果」から作成、平成 13・14 年度は環境省「平成 17 年度環境にやさしい企業行動調査 調査結果」から作成

## 取組状況

### 【環境配慮型製品の的確な情報提供の促進】（環境省）

本施策は、「環境表示ガイドライン」と「環境ラベル等データベース」を活用し、環境配慮型製品等に関する的確な情報提供を促し、環境配慮型製品の消費選択の促進を図るものである。「環境表示ガイドライン」とは、事業者及び消費者双方に有益な環境情報の提供の促進に向けて、事業者等が取り組むべき内容を取りまとめたものであり、「環境ラベル等データベース」とは、環境物品（環境負荷の低減に資する物品・サービス）を選ぶ際に参考となる環境ラベル等の趣旨や内容等を紹介するものである。

平成26年度、平成27年度は、グリーン購入法に基づく特定調達品目のうち代表的な品目について、事業者等へアンケート調査等を実施し、市場で流通している製品が「環境表示ガイドライン」にどの程度準拠しているか等を調査し、状況把握を行った。また、「環境ラベル等データベース」について随時更新を行うとともに、各環境ラベルの普及啓発を行った。平成27年度は、調達者・事業者向けにそれぞれセミナーを各1回開催し、「環境表示ガイドライン」について普及啓発を行った。平成28年度は、過去3年間の調査等の総括を行い、そこから抽出された課題から事業者等へのヒアリング等を行い「環境表示ガイドライン」に関する準拠の状況把握をするとともに、「環境ラベル等データベース」の最新情報への更新等を行う。

今後は、平成26年度、平成27年度に実施した事業者等へのアンケート調査等の結果から、大企業等では「環境表示ガイドライン」の内容を踏まえた取組が実施されており一定の効果が見られるものの、中小企業では、環境表示やその信頼性の向上に向けた取組が不十分な事業者等も一部見られるため、引き続きガイドラインの内容について周知を行う必要がある。また、事業者等における環境表示の取組状況を継続的に把握し、必要に応じて、適宜、ガイドラインの改定等を行う。

### 【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討】（環境省）

本施策は、事業者等が商品・サービスの生産等の事業活動を行う際に生物多様性への配慮を取り入れる取組を示した指針である「生物多様性民間参画ガイドライン」（平成21年度発行）の普及や国内外の先進的な取組事例を収集し、事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図るものである。

平成26年度は、事業者等の先進的・模範的な取組事例を収集したほか、ビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組例を取りまとめた冊子「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」及び別冊事例集を発行し、情報発信を行った。平成27年度は、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムを開催し、先進的な取組事例等の情報提供を行った。また、事業者全体での取組の底上げを図るため、事業者団体向けのシンポジウムを開催したほか、生物

多様性に関する行動指針策定等の取組を促進するためのモデル事業を実施し、事業者団体への支援を行った。モデル事業を実施した結果、生物多様性の検討主体の立ち上げや、行動計画の改定案の作成等、各団体で取組の進捗が見られた。平成28年度は、引き続き「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及による事業者の取組の促進や事業者団体の取組支援を行うほか、策定から約7年が経過する同ガイドラインについて、有識者、事業者等の意見を聞きつつ改訂の検討を行う。

今後は、愛知目標に達成に貢献する事業者や事業者団体によるプロジェクトが増加する等効果が見られるなか、引き続き先進的・模範的な取組事例の収集、「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及を併せて進めることで、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者団体への取組支援、同ガイドラインの改訂の検討を行う。

### 【「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」制度の推進】（経済産業省）

本施策は、カーボンフットプリント（CFP）という手法により算定した製品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して、温室効果ガス排出量を他の場所での温室効果ガス削減・吸収量（クレジット）で埋め合わせ（オフセット）、専用のマーク（どんぐりマーク）を添付する「CFPを活用したカーボン・オフセット制度」を実施するものである。また、消費者への訴求力を高めるため、CFPを活用したカーボン・オフセット製品等に、環境に配慮した製品等と交換が可能なポイントをつけて流通させることにより、製品の製造等における温室効果ガス排出量を実質的に削減するとともに、消費者に環境配慮製品の購買を促し、低炭素社会の実現に寄与する。

「CFPを活用したカーボン・オフセット制度」は、平成26年度に46事業者の97製品・サービス、平成27年度に38事業者の135製品・サービスの参加があり、平成28年度は、5業態程度で持続的に環境とビジネスの両立に資するようなビジネスモデルを立案し、制度の改善、普及を行う。「どんぐりポイント制度」は、平成26年度に33事業者の55製品・サービス、平成27年度に33事業者の104製品・サービスの参加があった。

今後は、事業者の参加意欲を高めるべく、カーボン・オフセットの実施を通して、持続的に環境とビジネスの両立に資するようなビジネスモデルを構築し、普及を行う。

b) 各経済主体が環境に配慮して商品の製造やサービスの提供及びこれらの選択等を行い、ひいては国民一人一人のライフスタイルを環境配慮を織り込んだものとしていくための、環境配慮行動促進のための取組（税制のグリーン化等の経済的インセンティブの付与を含む。）

## 現状

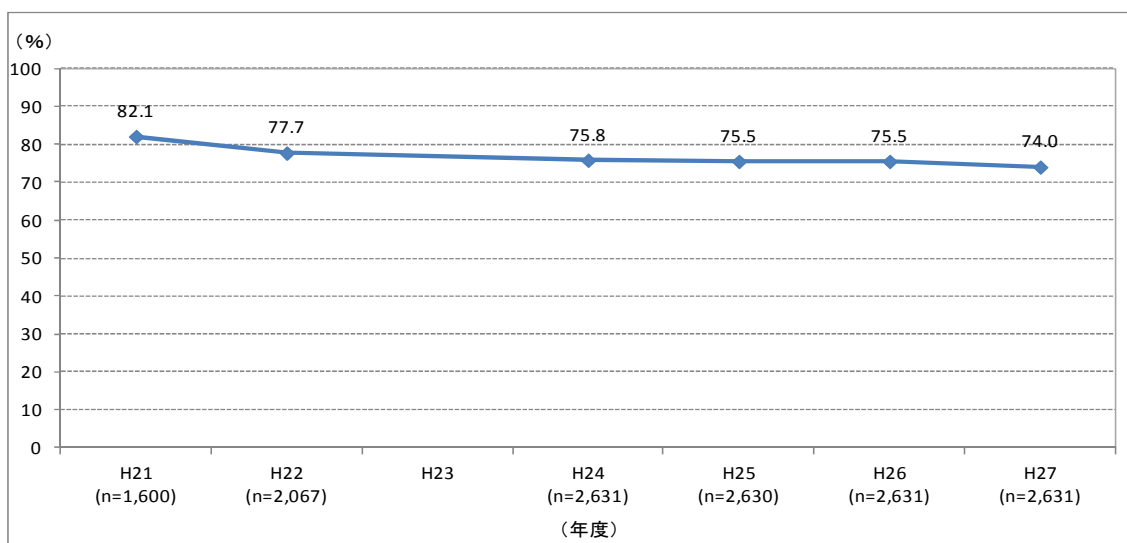
国民のグリーン購入に対する意識は、今後、「物・サービスを購入するときは環境への影響を考慮してから選択したい」とする人の割合は7割以上となっている一方、「物・サービスを購入するときは環境への影響を考慮してから選択している」とする人の割合は4割に満たず、意識が高い反面、行動に結びついていない傾向が継続している（図表4、5）。環境配慮型製品の購入を含む環境配慮型行動を実施しない理由として、一般製品と比較して「費用がかかること」、「環境に効果があるか分からないこと」及び「手間がかかること」が消費者アンケート※において挙げられており、環境配慮型製品のメリット（省エネルギー性能向上による二酸化炭素排出量削減等）の分かりやすい情報提供が課題といえる。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく特定調達物品等の市場占有率は、品目により傾向の差はあるものの、近年一定の市場占有率を維持している物品が多いが、一部物品では減少傾向も見られる（図表6）。

乗用車における次世代自動車のうち、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HEV）の販売台数は年々増加し、近年、普通・小型乗用車の販売台数の3割以上を占めており、自動車のグリーン化の取組の進展がうかがえる（図表7）。

※ グリーンマーケット+（プラス）研究会（2011）

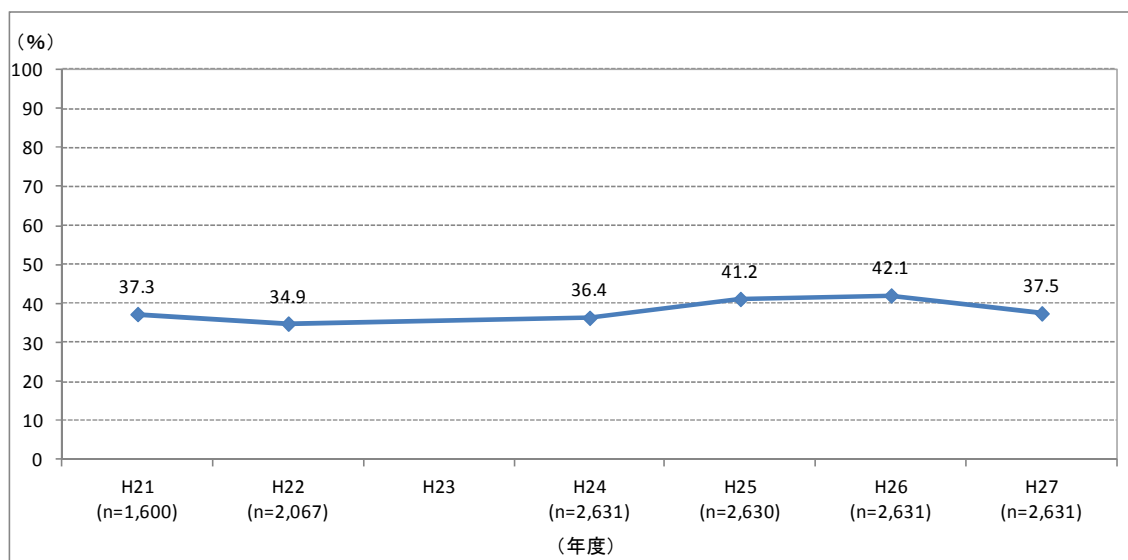
図表4. 「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択したい」人の割合



注 「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択したい」人の割合は、「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する」かとの設問に対し、「既に行っており、今後も行いたいと思う」及び「これまでに行っていないが、今後は行いたいと思う」と回答した人の割合である。

出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」から作成

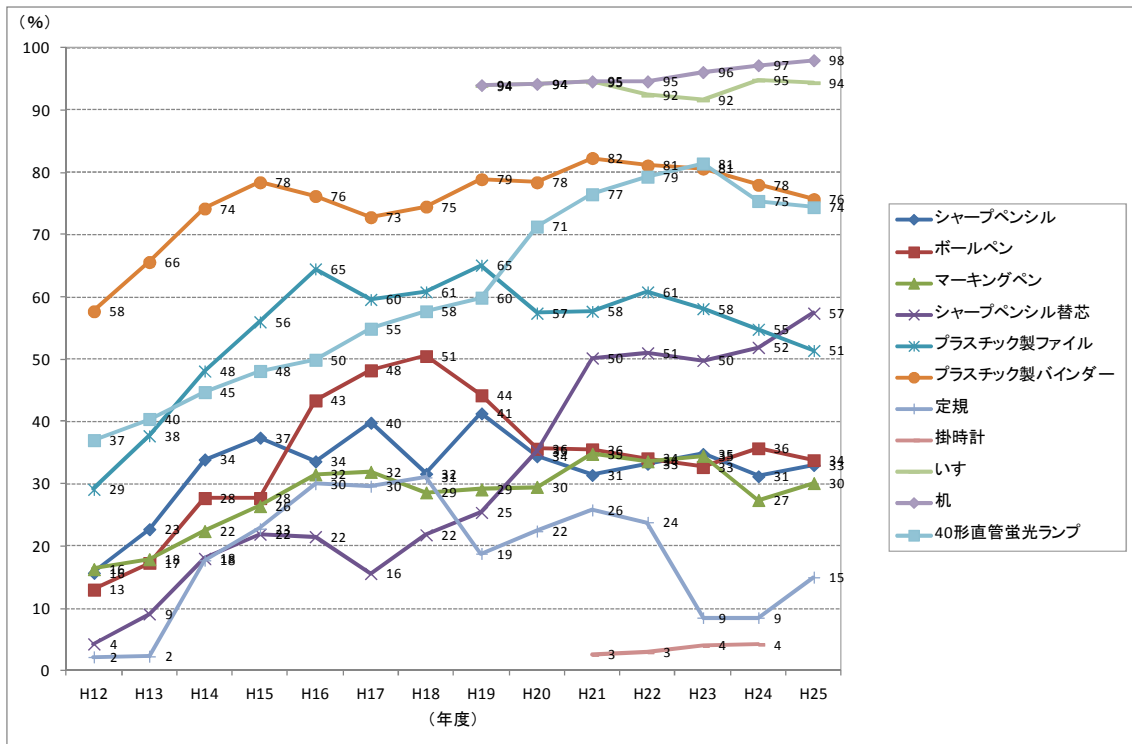
図表5. 「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択している」人の割合



注 「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択している」人の割合は、「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択する」かとの設問に対し、「既に行っており、今後も行いたいと思う」及び「既に行っているが、今後はあまり行いたいとは思わない」と回答した人の割合である。

出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」から作成

図表6. 特定調達物品等の市場占有率



注1 市場占有率とは、各品目の特定調達物品の国内出荷量あるいは国内販売量を特定調達物品以外も含む全国内出荷量あるいは国内販売量で割った値である。「特定調達物品等の市場占有率」は、アンケート調査結果等からの推計値である。

注2 シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンは、日本筆記具工業会会員企業の特定調達物品等の国内販売量に占める割合。シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン及びマーキングペンの国内販売量については、暦年の我が国における販売量であり、アンケート回答企業の販売量ではない。

注3 プラスチック製ファイル及びプラスチック製バインダーは、日本ファイル・バインダー協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果である。国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、アンケート調査回答企業の国内出荷量及び特定調達物品等の国内出荷量となる。

注4 全日本文具協会会員の国内主要企業に対するアンケート調査結果である。国内出荷量に占める特定調達物品等の割合は、アンケート調査回答企業の国内出荷量及び特定調達物品等の国内出荷となる。

注5 いす及び机の市場形成状況は、一般社団法人日本オフィス家具協会調査結果によるものである。いす及び机は平成25年度の調達方針から新たな判断基準が追加された。

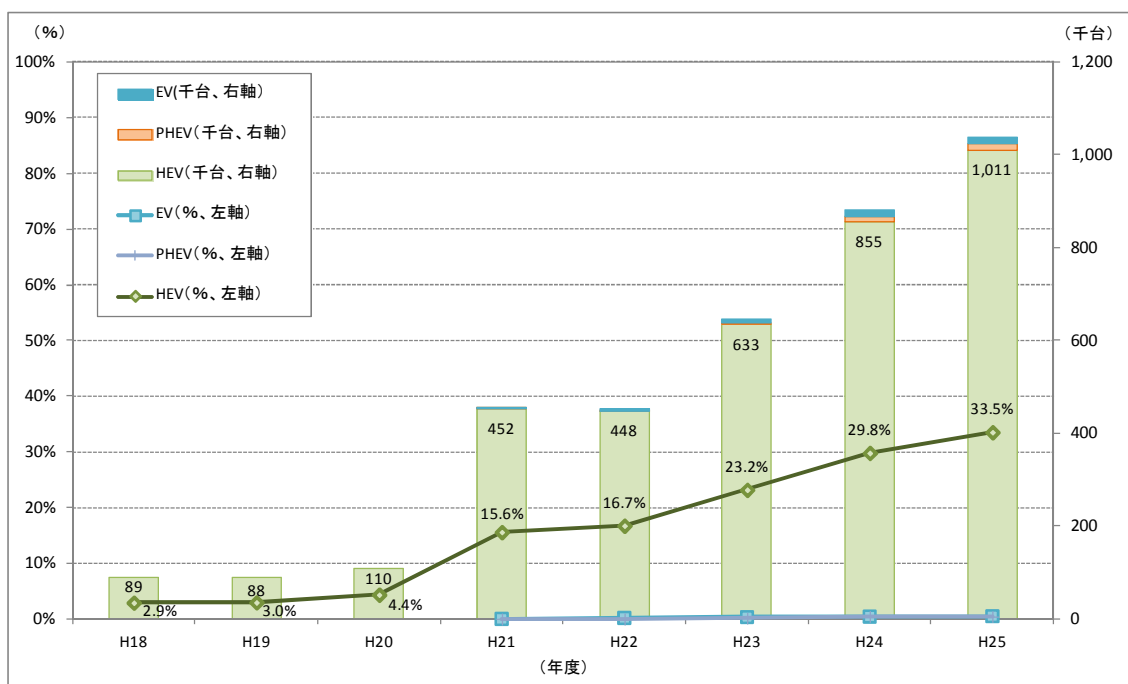
注6 掛時計の市場形成状況は、一般社団法人日本時計協会調査によるものである。

注7 40形直管蛍光灯の市場形成状況は、一般社団法人日本照明工業会調査によるものである。40形直管蛍光灯は平成23年度調達の基本方針から判断の基準の見直しを実施された。

出典) 環境省資料「平成26年度国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等」から作成



図表 7. 次世代自動車（乗用車）の販売台数及び販売割合



注1 「次世代自動車（乗用車）の販売台数」は、自動車検査登録協会データと各メーカーへのヒアリング調査に基づく、各年度の国内販売台数である。

注2 「次世代自動車（乗用車）の販売割合」は、「次世代自動車（乗用車）の販売台数」を、「日本自動車販売協会連合会・全国軽自動車協会連合会調べの乗用車（普通＋小型）の販売台数」で割った値である。

出典) 一般社団法人次世代自動車振興センターウェブサイト「EV等販売台数統計」、一般社団法人日本自動車工業会ウェブサイト「データファイル データベース」の「販売（四輪）」から作成

## 取組状況

### 【税制全体のグリーン化】（環境省）

本施策は、環境汚染物質の排出削減やエネルギー使用の効率化を図るため、エネルギー課税や車体課税等の環境関連税制による経済的インセンティブを働かせることで、企業や消費者が商品を製造・購入する際に、より環境負荷の少ない技術や商品の選択を促進するものである。

我が国の温室効果ガス排出量の約9割を占めるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減を図るため、化石燃料に対しCO<sub>2</sub>排出量に応じて一定の税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を平成24年10月に導入し、その税収を省エネ・再エネ対策に活用している。同税については、急激な負担増を避けるために税率を3年半かけて段階的に引き上げることとしており、平成26年4月に第2段階目、平成28年4月に最終段階への引上げを行った。また、環境性能に優れた自動車に対するエコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）、グリーン化特例（自動車税及び軽自動車税）を累次強化した。平成28年度税制改正大綱（平成27年12月24日閣議決定）では、消費税率10%引き上げ時の自動車取得税の廃止及び自動車

取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割の導入が明記された。そのほか、平成26年度にノンフロン製品や温室効果ガス排出抑制設備等の投資の促進を図る税制優遇措置の創設等を、平成27年度に有害鳥獣捕獲従事者等に係る狩猟税の減免措置等を、平成28年度に廃棄物処理施設や最終処分場に係る税制優遇措置の適用期限の延長等を行った。

今後は、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査分析を行う。

### 【環境性能に優れた自動車の普及促進】（経済産業省、国土交通省、環境省）

本施策は、新車の環境性能向上が自動車分野の主要な環境対策であることを考慮し、環境性能に応じた税制優遇措置や補助制度、技術開発・実証事業等を通じて、環境性能に優れた自動車の普及促進を図るものである。

具体的には、環境性能に優れた自動車に対するエコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）やグリーン化特例（自動車税及び軽自動車税）の実施、電気自動車をはじめとした次世代自動車の導入を促す補助事業を行っている。また、燃料電池自動車や電気自動車といった次世代自動車の性能向上に関する技術開発・実証事業を通じて、次世代自動車の普及の促進を行っており、主要な実施事業及び実施年度は以下のとおりである。

#### 〈税制優遇措置〉

- エコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）対象車の販売台数（経済産業省、国土交通省）

- ・ 平成26年度：約434万台（販売台数全体の約87%）
- ・ 平成27年度：約294万台（販売台数全体の約80%）※

※ 平成27年度から燃費性能に係る対象要件の見直しが行われた。

#### 〈補助制度〉

- クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（経済産業省）
  - ・ 平成26年度：約8万台
  - ・ 平成27年度：約13万台
- 次世代自動車の新車販売台数（経済産業省、国土交通省）
  - ・ 平成26年度：約108万台（新車販売台数全体の24.3%）
  - ・ 平成27年度：約114万台（新車販売台数全体の27.8%）
- 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進による事業の採択数（国土交通省）
  - ・ 平成26年度：39件（補助台数：バス6台、タクシー86台、トラック73台）
  - ・ 平成27年度：22件（補助台数：バス2台、タクシー54台、トラック1台）
- 環境対応車普及促進対策による補助台数
  - ・ 平成26年度：1,097台
  - ・ 平成27年度：1,088台

- 超小型モビリティの導入促進
  - ・ 平成26年度：25件（補助台数：137台）
  - ・ 平成27年度：24件（補助台数：134台）

〈技術開発・実証事業〉

- 大型路線用燃料電池バスの開発（平成25～27年度）
- 燃料電池フォークリフトの実用化と最適水素インフラ整備の開発・実証事業（平成26年度～28年度）
- 高圧水電解で70MPaの水素を製造する再エネ由来水素ステーション関連技術開発・実証（平成27年度～平成29年度）
- 水素循環型社会実現に向けた燃料電池ゴミ収集車の技術開発・実証（平成27年度～29年度）
- 中規模（1.5kg/h程度）の高圧水素を製造する再エネ由来水素ステーション関連技術の開発・実証（平成28年度～29年度）
- EVバス、トラックの普及拡大を可能とする大型車用EVシステム技術開発（平成28年度～30年度）
- 燃料電池小型トラックの技術開発・実証（平成28年度～30年度）

今後、車体課税については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、エコカー減税の対象範囲の見直し、基本構造恒久化、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）等について検討を行う。導入補助については、電気自動車等の次世代自動車については価格が従来車と比べて依然高価であることから、継続して量産効果による価格低減と各地における導入の促進を図っていく。また、技術開発・実証事業については、燃料電池自動車等の次世代自動車の性能向上・普及促進に向けてより一層促進する。

#### 【環境性能に優れた住宅の普及促進】（経済産業省、国土交通省、環境省）

- 認定低炭素住宅に関する特例（経済産業省、国土交通省、環境省）

本施策は、国際的な中長期的なエネルギー需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生等のエネルギーをめぐる環境変化に対応し、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進するため、住宅の低炭素化を促進するものである。具体的には、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）により低炭素住宅の認定を受けた住宅（以下「認定低炭素住宅」という。）を新築又は取得した場合における住宅金融支援機構による長期固定金利住宅ローン（フラット35S）の金利引き下げ措置、住宅ローン減税の拡充、所得税（投資型）の減税及び登録免許税の軽減を行うとともに、認定基準に適合させるための措置をとることにより、通常の建築物の床面積を超えることとなる部分の床面積を対象に、容積率の不算入措置を導入している。

認定低炭素住宅の認定実績は、平成26年度に4,016戸、平成27年度に5,326戸（平成27年12月末時点）と着実に伸びており、本施策の効果が表れている。

今後は、認定低炭素住宅の制度及び優遇措置について一層の周知活動等を行い、認定実績のさらなる増加を促進する。

○ 環境・ストック活用推進事業（国土交通省）

本施策は、住宅・建築物の省エネ・省CO<sub>2</sub>、木造・木質化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクト及び既存建築物の省エネ化等に対して支援を行い、その成果の波及等を通じて住宅・建築物の省エネ化及び既存住宅の長寿命化を推進するものである。

平成26年度は、「住宅・建築物省エネ改修等推進事業」（250件）、「住宅・建築物省CO<sub>2</sub>先導事業」（17件）に加え、新たに「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」（1,322件）、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」（1,039件）を実施した。平成27年度は、一部事業の組換え等を実施し、「既存建築物省エネ化推進事業」（81件）、「サステナブル建築物等先導事業」（29件）、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」（435件）を実施した。

今後は、引き続き、良質な住宅・建築物ストックの形成を推進する。

**【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討】**（環境省）

（P 4 の再掲のため、内容は省略）

**c) 我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開を支援するための規格・基準の国際調和や貿易投資の自由化に関する取組**

**現状**

我が国企業の環境対策技術・製品の国際展開の支援につながる環境ラベルの相互認証協定は、徐々に増加してきており、公益財団法人日本環境協会は、「エコマーク」について、平成14年に北欧5か国（ノルウェー、デンマーク、フィンランド、アイスランド、スウェーデン）の「ノルディックスワン」、平成16年にニュージーランドの「ニュージーランド環境チョイス」、平成22年に韓国の「韓国環境ラベル」、平成24年に中国の「中国環境ラベル」との相互認証の運用を開始してきたが、加えて、平成26年にはタイの「グリーンラベル」、平成27年にはドイツの「ブルーエンジェル」との相互認証の運用を開始した。また、平成26年にはカナダの「エコロゴ」、平成27年には香港の「グリーンラベル」、シンガポールの「グリーンラベル」との相互認証協定を締結しており、これらについては、現在、運用開始に向けて協議を継続している。また、台湾の「グリーンマーク」とも相互認証協定締結に向けて取組を進めている。

## 取組状況

### 【環境ラベルの相互認証の拡大・基準の調和等】（環境省）

本施策は、国際的な市場のグリーン化の実現のため、各国の独自基準に基づき環境ラベル等の制度が展開されている現状を踏まえ、相互認証の拡大や基準の調和等を進めるとともに、日本の優れた環境技術や制度を海外に展開することで現地における環境負荷の低減に貢献するものである。

平成26年度は、環境配慮型製品の国際展開に向けた官民の情報交換や議論を行う場として官民連携プラットフォームを立ち上げた。また、各国の環境ラベル等の基準及び相互認証等について状況把握を行うとともに、海外の関係者を招聘し国際会議を開催し、担当者間のネットワークを構築した。平成27年度は、官民連携プラットフォームを通じて各業界団体との意見交換・情報提供を行った。また、発展途上国からのニーズ等も踏まえ、日本のグリーン購入の取組を海外に紹介するガイドブックを作成した。平成28年度は、引き続き環境配慮型製品の国際展開に向けた具体的な戦略の検討を進める。また、各国での環境ラベル等の基準等について継続的に状況把握し、各国との積極的な意見交換を行うとともに、ガイドブックの活用等を含め、アジア各国へのグリーン購入の普及に貢献する。

今後は、各国の環境ラベル等の制度及び基準等について継続的に調査を行うとともに、官民連携プラットフォームを活用して、国内での連携・情報共有を行い、環境ラベルの相互認証の拡大や基準の調和等を目指し、環境配慮型の製品の国際展開を図る。

### 【「水資源循環の見える化」調査・検討事業】（農林水産省）

本施策は、環境への影響を水の使用の観点から評価するウォーターフットプリントの国際規格化の議論が進んでいることから、我が国の農林水産業の実態を適切に反映した形で評価する手法を策定し、国際規格化の議論に反映させるものである。また、近年、水問題に対する国民の関心が高まっていることから、本事業で策定した評価手法を用いて、農林水産業が持つ水源かん養等に関するわかりやすい情報発信のために活用するものである。

平成25年度は森林・木材、平成26年度は水稲、平成27年度は茶のウォーターフットプリントに関する算定方法を検討、開発し、その結果等を踏まえ、ウォーターフットプリントの算定方法の事例として国際標準化機構（ISO）に提案した。また、平成27年度は、農林水産分野におけるウォーターフットプリントの普及、啓発方法の検討を行い、効果的な情報発信等の方法の検討を行った。

今後は、本事業で開発した算定方法が、国際的な一つの算定事例として国際標準化機構のウォーターフットプリント事例集に掲載されるよう取り組んでいく。また、ウォーターフットプリントに関する情報の効果的な発信、普及に取り組む。

### 【環境物品の貿易自由化へ向けた取組】（外務省）

本施策は、環境保全と持続可能な開発に資するべく、日本を含めた世界貿易機関（WTO）の有志メンバーにより環境関連物品の関税撤廃を目指し交渉するものである。

平成 24 年（2012 年）9 月に開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会合において、環境物品 54 品目について平成 27 年（2015 年）末までにその実行関税率を 5%以下にまで引き下げることが合意された。

APEC の上記合意等をきっかけに、WTO において環境物品自由化交渉について議論が開始され、平成 26 年（2014 年）1 月に、日米EU中等の有志 14 か国・地域が、WTO 環境物品交渉の立上げに向けた声明を発表した。（現在は 17 か国・地域が交渉）

平成 26 年（2014 年）7 月以降、14 回の交渉会合が行われたものの、交渉は継続中であり、平成 28 年中の妥結を目指し、引き続き交渉を進めている。

本交渉は、日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、交渉の場としての WTO の再活性化という観点から重要であり、今後は、本交渉の妥結に向け、関係国と連携しつつ積極的に取り組む。

## 今後の課題

関係府省において、環境基本計画や平成 26 年に実施した前回の点検の際に指摘した課題も踏まえて、本分野に関する施策が講じられていることを確認した。

今回の点検における重点検討項目である経済・社会のグリーン化のうち、環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組について、環境報告書の作成・公表を行っている企業数の推移を見てみると、この 10 年間で概ね着実な伸びを示しており、一定の成果が出ているものと考えられる。また、エコマーク商品類型数及び認定商品数を見てみると、この 10 年間で減少傾向から再び増加傾向に転じるなどその推移に変化が見られる。一方で、購入する製品・サービスの環境負荷に関する情報についての国民の満足度のように、近年は上昇傾向にあったものが、直近では低下し、長期的にほぼ横ばいとなっている状況に鑑みると、環境配慮型の商品・サービスに関する情報の的確な提供の取組については、今後に向けてその原因を掘り下げ、その改善のための更なる取組推進が必要である。

各経済主体による環境配慮行動の促進について、次世代自動車(乗用車)の販売台数及び販売割合は、特に平成 21 年度以降着実に増加し、政府によるエコカー減税等の政策効果が継続して現れているものと考えられる。他方で、国内外の自動車メーカーによる車体の環境性能に関するデータ偽装事案は、消費者等の環境配慮行動を促進する前提となるデータへの信頼性を根幹から揺るがしかねないものであることに鑑み、再発を未然に防止するための行政面での対応も求められる。また、「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択したい」とする人の割合は7割以上となっている一方、「物・サービスを購入するときは環境への影響を考えてから選択している」とする人の割合は4割前後にとどまっており、環境配慮に対する意識と実際の行動における乖離が長期にわたって継続していることから、環境配慮型の製品・サービスに係る価格や入手困難性等の課題を踏まえ、適切・適度なインセンティブの設計も含めた、消費者が環境に配慮した物・サービスを持続的に購入しやすくなるための取組を一層進めていくことも重要である。

これらを踏まえ、今後、施策を推進する上での個別の課題は以下のとおりである。

- 環境配慮型の商品・サービスに関する的確な情報提供に関しては、環境配慮に対する消費者の意識と行動のギャップに関する要因を考慮した上で、商品・サービスの供給者である事業者に対して「環境表示ガイドライン」を活用した取組の指導・周知を推進するとともに、情報の受け手である消費者の環境配慮型商品・サービスの購買行動を促す観点から、それらが環境配慮型であると消費者に明確に伝わるよう、例えば、省エネ家電等において、導入費用のみならずランニングコスト等を含めた長期的な便益が理解できる性能表示とする等、消費者への適切な情報周知を充実すべきである。

- 自動車や住宅等に関する税制優遇措置や補助制度等が環境保全に及ぼす政策効果を勘案しつつ、関係者が連携しつつ、これらの充実を図ることにより、各経済主体が、正しい情報に基づき、環境に配慮して商品の製造及び選択等を行うための経済的インセンティブの付与を含む環境配慮行動促進のための取組を効果的かつ効率的に推進すべきである。
  
- 個々の自動車や住宅といった製品単体レベルでの低炭素化のみならず、道路、物流といったシステムレベルでの低炭素化や、街区単位での環境に配慮した住宅整備に対するインセンティブの付与を含め、面的な観点での低炭素化を促進する方策についても更に検討を進めるべきである。